松浦市監查委員公表第4号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月4日

松浦市監査委員 丸田 久永 松浦市監査委員 鈴立 靖幸

福祉事務所_

指摘等を受けた事項	
	有
1.支出事務 【指摘事項】 ア 会計年度任用職員の時間外勤務命令簿に おいて、時間数の計算を誤っていたものがあっ た。適正に処理されたい。	ご指摘のことにつきましては、2月分報酬に合わせて支給いたしました。また、今後は、適正な事務処理と確認を行います。
イ 会計年度任用職員の旅費について、費用弁 償ではなく、普通旅費で支出されていた。松浦市 会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条 の規定に基づき処理されたい。	ご指摘のことにつきましては、正当費目へ科目更正を行いました。 今後は、規定に基づいた適正な処理を行います。
【指導事項】 補助金等交付にかかる一連の事務において、規 則で定める様式とは異なる様式で処理されてい たものが見受けられた。規則で定める様式により 処理されたい。	ご指摘のことにつきましては、関係団体と協議の上、規則で定める 様式により改めて再提出を依頼しています。また、今後は、規則で 定める様式に従い処理いたします。
2.契約事務	
【指摘事項】 ア 前回監査においても指摘をしていたが、地域活動支援センターの運営業務委託料に加算している機能強化事業費について、直近の5年間の実績を見ても、機能強化事業要件の一つとなっている1日当たりの実利用人員の基準を満たしていなかった。 社会復帰に向けての作業訓練を支援する地域の受け皿として事業の意義や役割は大きいと考えられるため、利用人員の確保に積極的に取り組まれたい。	ご指摘のことにつきましては、福祉事務所職員と地域活動支援センター職員及び関係課職員と機能強化事業の具体策について協議を行いました。今後、利用人員の確保に向けて関係機関と連携を密にし、積極的に取り組んでまいります。
イ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが、年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。	ご指摘のことにつきましては、今後、適正な事務処理を行うため、職員に周知し、指導を行いました。
【指導事項】 ア 1者随意契約の実施伺で、1者随意契約とする理由が記載されていないものがあった。契約の性質又は目的により相手方が特定される理由を明記されたい。	ご指摘のことにつきましては、随意契約理由を記載するとともに、職員に周知し、指導を行いました。今後、根拠法を十分に確認し、決裁文書に記載いたします。
イ 1者随意契約の契約手続きで、相手方から見 積書を徴していないものがあったが、見積書を徴 さない場合においては、その理由と財務規則上 の根拠規定を実施伺に明記されたい。	ご指摘のことにつきましては、見積書を徴さない理由及び財務規則 上の根拠規定を実施伺いに記載するとともに、職員に周知し、指導 を行いました。 今後、財務規則の内容を十分に確認し、決裁文書に 記載いたします。
3.庶務・文書管理事務等 【指摘事項】 出張復命書の提出がないものがあった。松浦市 役所処務規程第9条第3項の規定に基づき処理 されたい。	ご指摘のことにつきましては、ケース記録の回覧及び口頭復命を 行っておりましたが、出張命令書(控)において、口頭復命の記載を しておりませんでした。出張命令書(控)に記載するとともに、今後 は、処務規定に基づき適正に処理いたします。

未措置理由書

福祉事務所

	1121 122 4 4/4//
指摘等を受けた事項	未措置である理由
3.契約事務 【検討事項】	ご指摘のことにつきましては、交付規定の見直しについて検討いた
交付規程との整合性が取れていないため、取り 扱いの見直しについて検討されたい。	